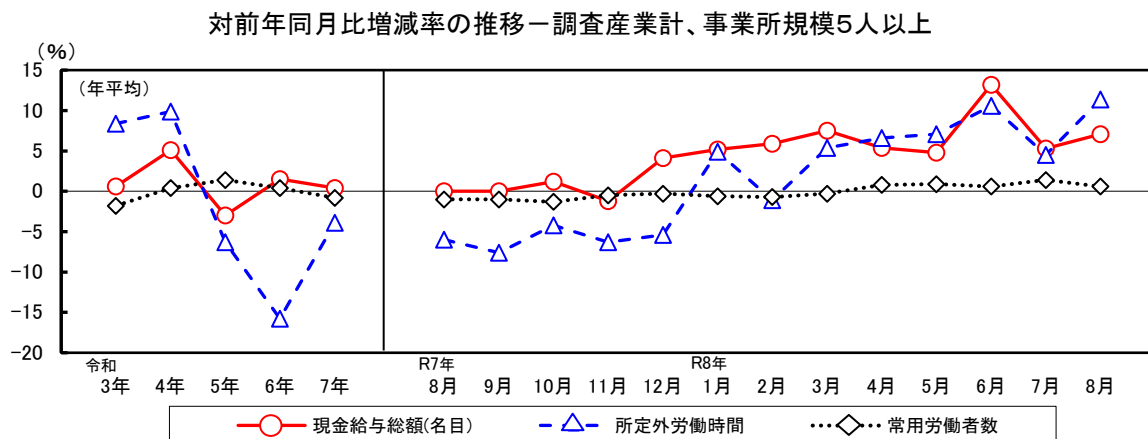


毎月勤労統計調査地方調査結果
福島県の賃金・労働時間・雇用の動き
令和8年8月分
(令和2年基準)

(前年同月比でみて)

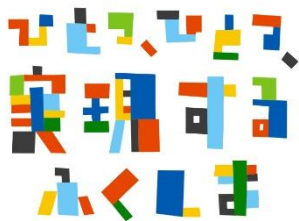
(調査産業計・事業所規模5人以上)

- 現金給与総額は7.1%の増 …令和7年12月から9ヶ月連続して上回っている
- 所定外労働時間は11.4%の増 …令和8年3月から6ヶ月連続して上回っている
- 常用労働者数は0.6%の増 …令和8年4月から5ヶ月連続して上回っている



令和8年10月28日

福島県企画調整部統計課



- ※1 令和6年1月分確報において、母集団労働者数の更新作業（ベンチマーク更新）を行いました。ベンチマーク更新に伴って賃金、労働時間及びパートタイム労働者比率に乖離が生じることから、令和6年の前年同月比等については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することにより算出しています。
- ※2 令和4年1月分より、各指数を「令和2年基準（令和2年平均＝100）」として遡及改定しています。なお、令和6年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数が過去に遡って改訂が行われました。それに伴い、基準年（令和2年）の常用雇用指数が100となるように、令和6年5月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂しています。また、令和6年1月以降の前年同月比について、改訂後の指数で再計算しています。
- ※3 調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更しました。
また、事業所規模5～29人の第二種事業所については、半年ごと（1月と7月）に指定調査区の変更があり、それに伴い調査対象事業所も変更しています。

毎月勤労統計調査地方集計について

1 調査事項の定義

(1) 現金給与額

労働の対価として使用者が労働者に支払ったもので、所得税、社会保険料、組合費などを差し引く以前の総額のことである。
「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額をいう。

現金給与総額 = きまって支給する給与 + 特別に支払われた給与

「きまって支給する給与」とは、「所定内給与」と「所定外給与(超過労働給与)」の合計額であり、労働協約、就業規則又は事業所の給与規則などによりあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことをいう。

きまって支給する給与 = 所定内給与 + 所定外給与

「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」のうち「所定外給与(超過労働給与)」以外のものをいう。

「所定外給与(超過労働給与)」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいう。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則などによらないで、労働者に現実に支払われた給与及び契約や規則により支払われた給与のうち、次に該当するものをいう。

- ・ 夏・冬の賞与、期末手当等の一時金
- ・ 3か月を超える期間で算定される手当等
- ・ 支給事由の発生が不確定なもの(結婚手当等)
- ・ 労働協約、就業規則等の改定によるベースアップ等が行われた場合の差額の追給分

(2) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は除かれ、手待時間は含める。本来の職務以外の宿日直の時間は含めない。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計をいう。

総実労働時間 = 所定内労働時間 + 所定外労働時間

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数をいう。

「所定外労働時間数」とは、早出・残業・臨時の呼出・休日出勤などの実労働時間数をいう。

(3) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤し就業した日数のことである。事業所に出勤しない日は有給であっても出勤日にはならないが、1時間でも就業すれば1出勤日となる。

(4) 常用労働者

「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業主に使用され、賃金を支払われる者をいう。

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう(船員法の船員を除く。)

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者

「一般労働者」とは、常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者をいう。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことをいう。パート・アルバイトの呼称にかかわらず、フルタイムで働く労働者は一般労働者に含む。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より短い者

2 結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県5人以上の規模のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

ー利用上の注意ー

- 1 「調査産業計」は、集計事業所数が僅少のため結果を公表していない産業を含んだ集計結果である。
- 2 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 5人以上規模の事業所にかかる指数については、第一種事業所(事業所規模30人以上)に第二種事業所(事業所規模5~29人)の結果を含めた場合の指数である。
- 4 令和4年1月分から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、各指数を令和2年平均が100となるように改訂した。なお、令和6年1月調査において実施したベンチマーク更新に伴い、常用雇用指数は過去に遡って改訂が行われた。これに伴い、基準年(令和2年)の常用雇用指数が100となるように、令和6年5月調査より、常用雇用指数を過去に遡って改訂した。また、令和6年1月分からの前年同月比について、改訂後の指数で再計算している。
- 5 調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2~3年に一度行う総入れ替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入れ替え方式に平成30年から変更した。従来の総入れ替え方式においては、入れ替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数とその増減率については過去に遡った改訂を行っていたが、部分入れ替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。
- 6 常用雇用指数及びその増減率は、令和6年1月分公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ(令和3年経済センサス活動調査等)に基づき更新(ベンチマーク更新)し、過去に遡って改訂している。賃金、労働時間及びパートタイム比率の令和6年(1月分確報以降)の前年同月比については、令和5年にベンチマーク更新を実施した参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
- 7 実数についてはギャップ修正を行っていないため、実数の動きと指数の動きは必ずしも一致しない。したがって時系列的な比較をする場合には、指数を使用することとしている。
- 8 概要表及び統計表の見方
 - (1) 「―」印は、調査あるいは集計を行っていない、又は値が作成されないもの。
 - (2) 「×」印は、集計事業所数が僅少のため、公表していないもの。
 - (3) 「△」印は、減少を意味する。
 - (4) 増減率の単位は%である。
 - (5) 算出方法
 - ア 指数 = 調査結果の実数 ÷ 基準実数 × 100
 - イ 実質賃金指数 = 名目賃金指数 ÷ 消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合、福島市分) × 100
 - ウ 労働異動率：入(離)職率 = 月間の増加(減少)労働者数 ÷ 前月末推計労働者数 × 100

令和8年8月分結果の概要

結果の概況

(調査産業計、事業所規模5人以上)

(前年同月比でみて)

1 賃金

- ・現金給与総額は、293,730円で、7.1%増となった。
- ・きまって支給する給与は、272,131円で、6.6%増となった。
- ・所定内給与は、253,636円で、5.6%増となった。
- ・所定外給与は、18,495円で、26.3%増となった。

2 労働時間

- ・総実労働時間は、133.1時間で、0.2%減となった。
- ・所定内労働時間は、124.3時間で、1.0%減となった。
- ・所定外労働時間は、8.8時間で、11.4%増となった。

3 雇用

- ・常用労働者数は、667,844人で、0.6%増となった。

賃 金 「一人平均」	現金給与総額		きまって支給する給与			特別に支払われた給与
			所 定 内 給 与	所定外給与(超過労働給与)		
	本県	293,730円 (7.1)	272,131円 (6.6)	253,636円 (5.6)	18,495円 (26.3)	21,599円 (12.3)
	全国	311,563円 (3.9)	298,317円 (3.9)	277,870円 (3.8)	20,447円 (4.9)	13,246円 (1.8)
	全国比	94.3%	91.2%	91.3%	90.5%	163.1%
労働時間 「一人平均」	総実労働時間		所定内労働時間	所定外労働時間	出 勤 日 数	所定外労働時間 (製 造 業)
	本県	133.1時間 (△ 0.2)	124.3時間 (△ 1.0)	8.8時間 (11.4)	17.4日 (△ 0.2日)	12.9時間 (8.3)
	全国	129.4時間 (0.2)	120.2時間 (0.1)	9.2時間 (2.2)	16.7日 (0.0日)	13.0時間 (4.0)
	全国比	102.9%	103.4%	95.7%	104.2%	99.2%
雇 用 労働異動	常 用 労 働 者		一 般 労 働 者	パートタイム労働者	入 職 率	離 職 率
	本県	667,844人 (0.6)	483,446人 (△ 0.9)	184,398人 (4.9)	1.3%	1.4%
全国	52,205千人 (0.9)	35,808千人 (0.6)	16,397千人 (1.5)	1.6%	1.7%	

賃金指数		所定外労働時間指数		常用雇用指数	
本県 (名目)	102.2 (7.1)	本県	93.6 (11.4)	本県	100.3 (0.6)
(実質)	88.0 (4.6)				
全国 (名目)	97.9 (3.9)	全国	100.0 (2.2)	全国	107.2 (0.9)
(実質)	83.8 (1.6)				
全国比 (名目)	4.3	全国比	△ 6.4	全国比	△ 6.9
(実質)	4.2				

※1 () 内は前年同月比(%)、「出勤日数(日)」の<>内は前年同月差です。
賃金指数の「(名目)」は名目賃金指数、「(実質)」は実質賃金指数を表します。
「全国」の数値は、厚生労働省が令和8年10月23日に公表した令和8年8月分結果確報値です。

1 賃金の動き（調査産業計）

(1) 事業所規模5人以上（（2）の事業所規模30人以上を含む）

ア 現金給与総額（きまって支給する給与＋特別に支払われた給与）

令和8年8月分の平均現金給与総額は293,730円で前年同月比7.1%増となった。

イ きまって支給する給与（所定内給与＋所定外給与）

272,131円で前年同月比6.6%増となった。

(7) 所定内給与

253,636円で前年同月比5.6%増となった。

(イ) 所定外給与

18,495円で前年同月比26.3%増となった。

ウ 特別に支払われた給与

21,599円で前年同月比12.3%増となった。

(2) 事業所規模30人以上

ア 現金給与総額（きまって支給する給与＋特別に支払われた給与）

令和8年8月分の平均現金給与総額は326,747円で前年同月比11.7%増となった。

イ きまって支給する給与（所定内給与＋所定外給与）

302,535円で前年同月比10.1%増となった。

(7) 所定内給与

278,857円で前年同月比8.9%増となった。

(イ) 所定外給与

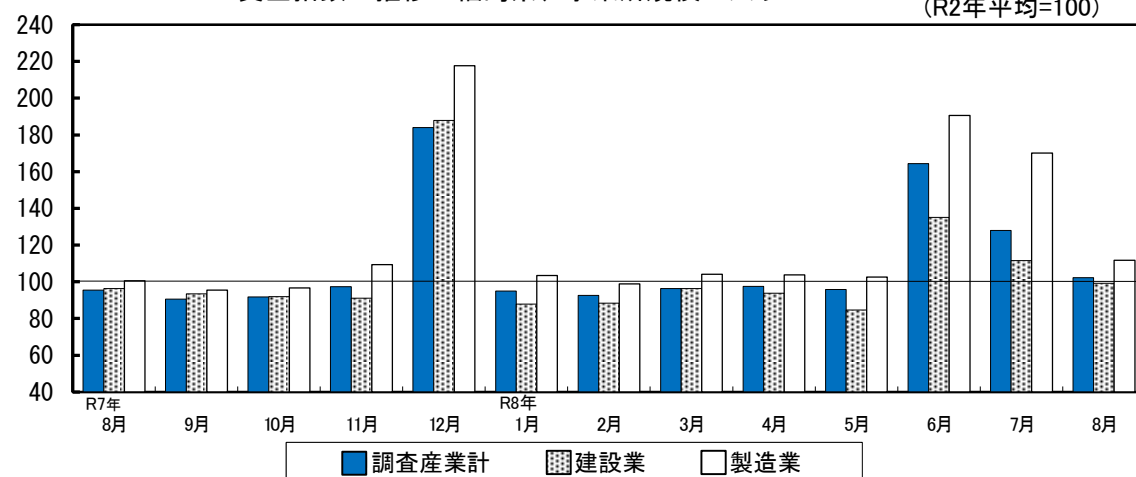
23,678円で前年同月比29.0%増となった。

ウ 特別に支払われた給与

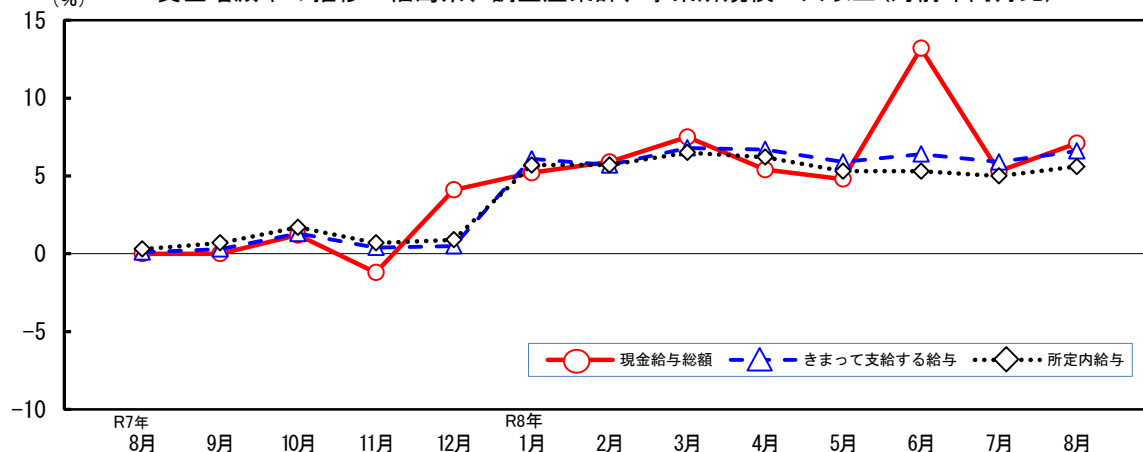
24,212円で前年同月比33.5%増となった。

賃金指数の推移－福島県、事業所規模5人以上

(R2年平均=100)



賃金増減率の推移－福島県、調査産業計、事業所規模5人以上(対前年同月比)



2 労働時間の動き（調査産業計）

(1) 事業所規模 5 人以上（(2) の事業所規模 30 人以上を含む）

ア 総実労働時間（所定内労働時間＋所定外労働時間）

令和 8 年 8 月分の総実労働時間は、1 3 3 . 1 時間で前年同月比 0 . 2 % 減となった。

イ 所定内労働時間

1 2 4 . 3 時間で前年同月比 1 . 0 % 減となった。

ウ 所定外労働時間

8 . 8 時間で前年同月比 1 1 . 4 % 増となった。また製造業は 1 2 . 9 時間で前年同月比 8 . 3 % 増となった。

(2) 事業所規模 30 人以上

ア 総実労働時間（所定内労働時間＋所定外労働時間）

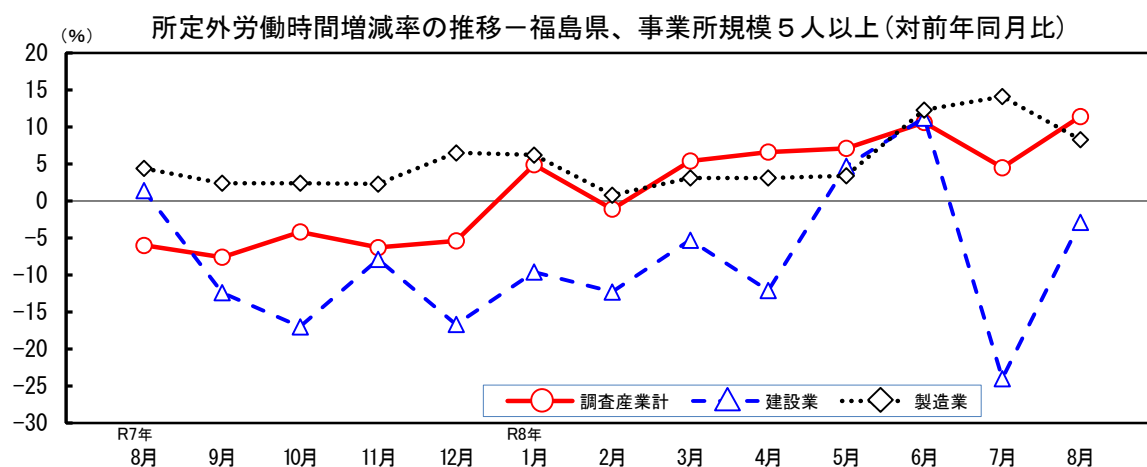
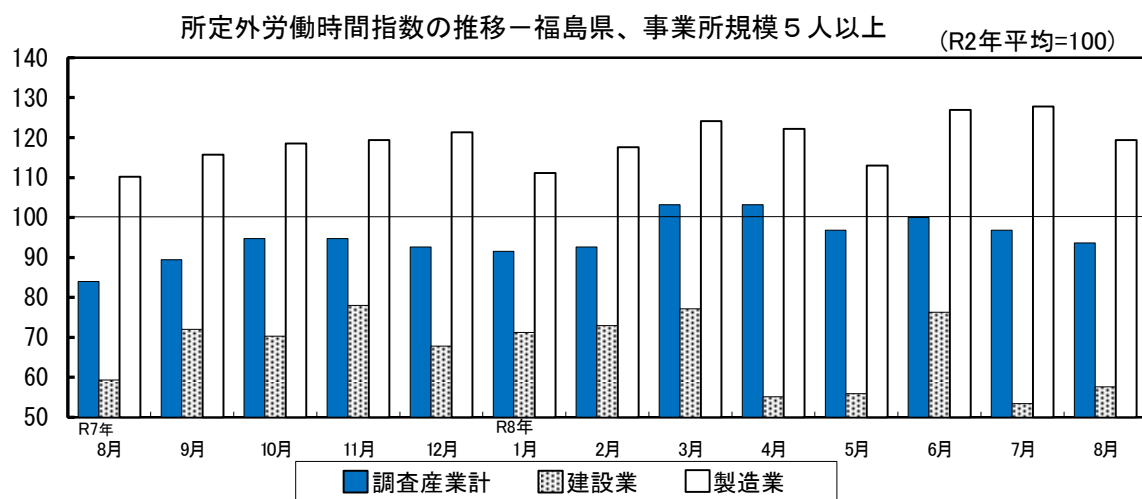
令和 8 年 8 月分の総実労働時間は、1 3 8 . 6 時間で前年同月比 0 . 7 % 増となった。

イ 所定内労働時間

1 2 8 . 1 時間で前年同月比 0 . 2 % 減となった。

ウ 所定外労働時間

1 0 . 5 時間で前年同月比 1 4 . 1 % 増となった。また製造業は 1 4 . 0 時間で前年同月比 6 . 9 % 増となった。



3 雇用の動き（調査産業計）

(1) 事業所規模 5 人以上（(2) の事業所規模 30 人以上を含む）

ア 常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

令和 8 年 8 月分の常用労働者数（推計）は 6 6 7, 8 4 4 人、常用雇用指数（令和 2 年平均＝1 0 0）は 1 0 0. 3 で、前年同月比 0. 6 % 増となった。

イ 常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

2 7. 6 %で、前年同月差 1. 1 ポイント増となった。

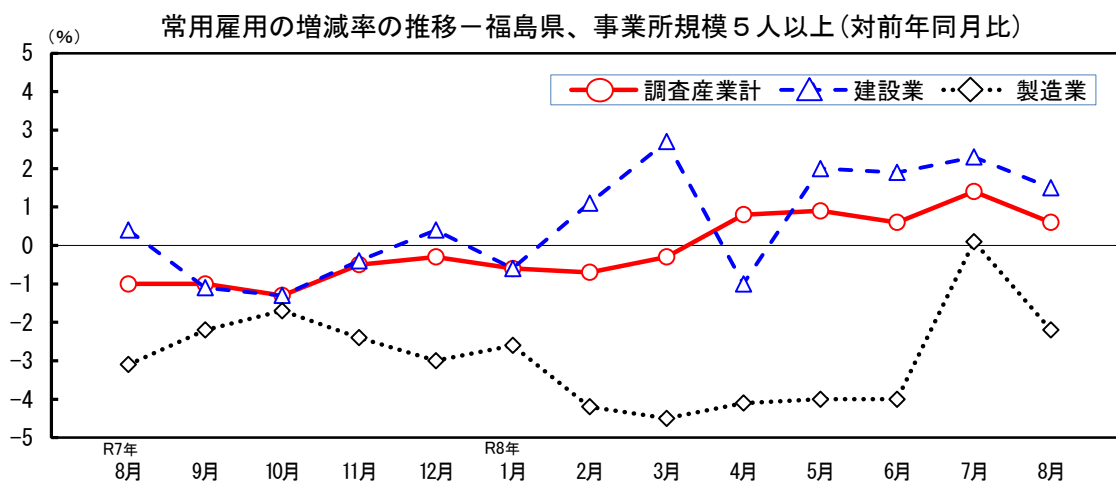
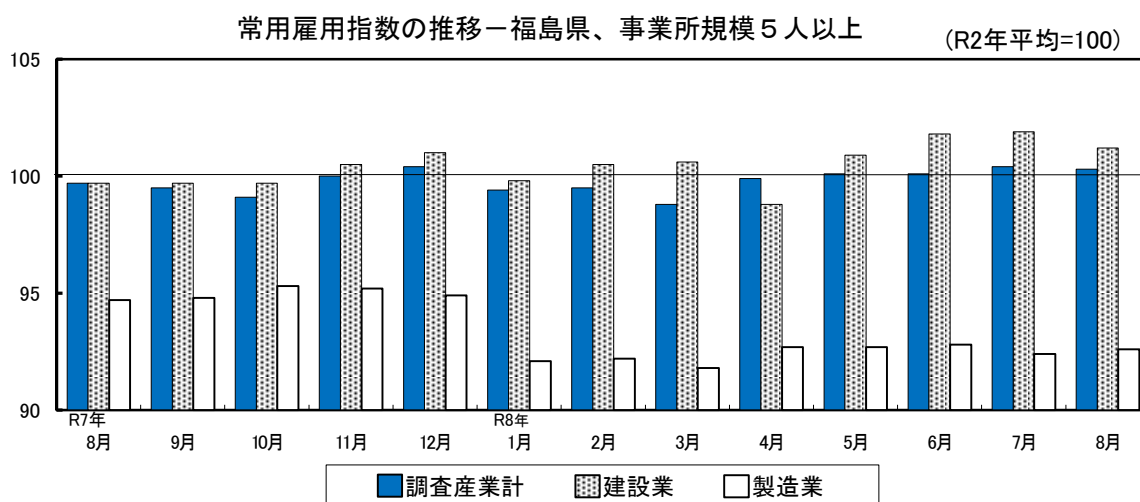
(2) 事業所規模 30 人以上

ア 常用労働者数、常用雇用指数及び常用労働者数の増減率

令和 8 年 8 月分の常用労働者数（推計）は 3 7 7, 8 9 0 人、常用雇用指数（令和 2 年平均＝1 0 0）は 1 0 1. 0 で、前年同月比 0. 3 % 減となった。

イ 常用労働者中のパートタイム労働者比率及び増減

2 2. 0 %で、前年同月差 0. 8 ポイント減となった。



毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について福島県における毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の根拠法令

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき、国の重要な統計調査である基幹統計調査として実施している。

3 調査の対象

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業等、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）に属し、常時 5 人以上の常用労働者を雇用する民営、官営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣の指定する事業所（全国で約 43,000 事業所、うち福島県で約 750 事業所）について行う標本調査である。

4 抽出方法及び実施方法

標本設計は「きまって支給する給与」の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行われている。

標本事業所の抽出方法及び調査の実施方法は、30 人以上規模事業所（第一種事業所）は、毎年更新される総務省の事業所母集団データベースによる年次フレームから、産業、事業所規模別に無作為に調査事業所を抽出し、抽出後は原則約 3 年間継続して調査（500 人以上雇用している事業所など特定条件に該当する事業所は再指定され継続調査）する。調査の実施方法は、郵送による通信調査またはインターネット調査である。

一方、5～29 人規模事業所（第二種事業所）は、経済センサスから毎月勤労統計調査基本調査区を設定し、そこから抽出した約 30 区について 5～29 人規模事業所の名簿を作成し、その名簿から約 330 事業所を抽出する二段階抽出法をとっており調査期間は原則として 18 か月間である。調査の実施方法は、統計調査員による実地調査またはインターネット調査である。

5 調査結果の利用

発表された毎勤統計は、毎月閣議に報告される「月例経済報告」に引用されるなど、最近の賃金及び労働時間の情勢を示す指標として、政府の経済政策樹立の資料として活用されるほか、様々な行政を進めていく上での基礎的な統計資料として、また、民間企業においては、労務管理や景気判断の参考資料として用いられるなど、色々な用途に使われている。

【主な利用状況】

- ・内閣府の「月例経済報告」（閣議報告）や「景気動向指数」に使われるなどの景気判断の資料
- ・雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料
- ・企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
- ・政府の各種審議会の資料（労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等）



事業主のみなさまへ

毎月勤労統計調査へのご理解とご回答をお願いします。

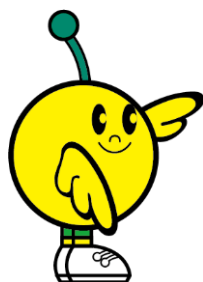


まいちゃんときんちゃん

◆毎月勤労統計調査とは、賃金（給与）や労働時間、出勤日数、労働者の動きを毎月調べる調査です。

◆常用労働者5人以上の全国約200万事業所から無作為に選んだ約4万3千事業所（地方調査を含む。）を対象に毎月調べています。

◆調査結果は、景気動向の判断資料や雇用保険法に基づく基本手当日額等の法定資料などに利用されています。



キビタン©福島県



ホームページ「ふくしま統計情報Box」で、福島県の賃金・労働時間及び雇用の動きを閲覧いただけます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/johobox/>

次回の公表(令和8年9月分)は、令和8年11月下旬の予定です。



福島県企画調整部統計課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 (直通)024-521-7147

(県庁内線)2441

電子メール

toukei@pref.fukushima.lg.jp